


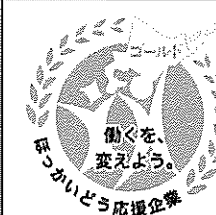



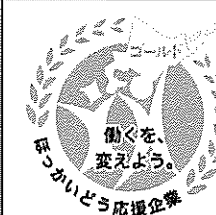



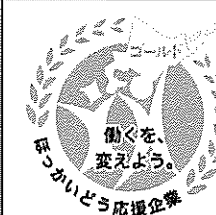


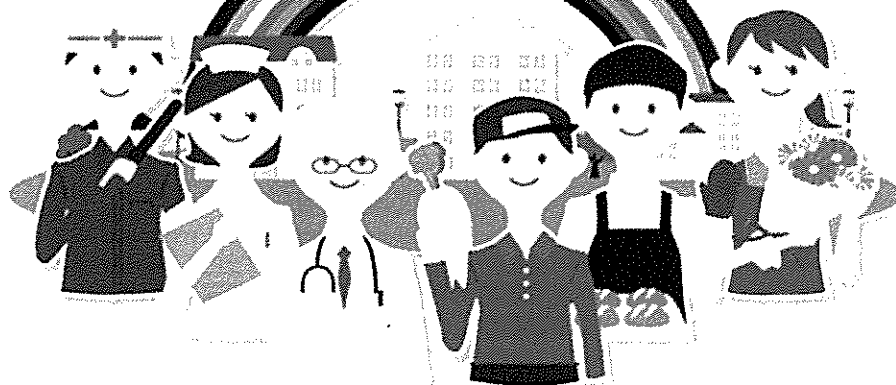
報道発表資料の配信日時：3月15日(金) 13時00分

<p>発表項目 (行事名)</p>	<p>○「北海道働き方改革推進企業認定制度」創設並びに認定申請の受付開始のお知らせ ○「北海道働き方改革推進企業認定制度」ロゴマークデザインの最優秀賞の決定について</p>										
<p>概要</p>	<p>○ 北海道では、平成29年10月に「多様な人材の活躍」、「就業環境の改善」、「生産性の向上」を3つの柱とする北海道働き方改革推進方策を策定し、道内企業における働き方改革の取組を推進しています。</p> <p>○ こうした働き方改革に取り組む企業が社会的に評価され、自主的な取り組みが促進されるよう、今年度、「北海道働き方改革推進企業認定制度」(以下、新制度という。)の創設に向けて、外部有識者を交えた検討を進めてきたところです。</p> <p>○ 本日から新制度を施行し、認定申請の受付を開始します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>北海道働き方改革推進企業認定制度の概要</p> <p>■評価基準と配点 北海道働き方改革推進方策の3つの柱である「多様な人材の活躍」、「就業環境の改善」、「生産性の向上」に関する様々な取組を評価する基準を設定し、各基準毎に配点</p> <p>■北海道働き方改革推進企業の認定 評価基準の配点合計が一定基準以上を満たした場合には、ホワイト、ブロンズ、シルバー、ゴールドの4つの認定区分のいずれかで認定し、認定証を交付</p> <p>■有効期間 2年間</p> <p>※制度の詳細については、別添のリーフレットを参照してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>申請・問い合わせ先 北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室 労働環境グループ TEL:011-231-4111 (内線 26-469)</p> </div> </div> <p>○ 新制度のロゴマークデザインを平成31年1月21日から2月20日まで募集したところ、全国から45作品の応募があり、外部有識者を交えた選考を経て、次のとおり最優秀作品を決定しました。</p> <p>■作者：丹羽 彩歌 様 (北海道立旭川高等技術専門学院 学生) ■最優秀賞作品：以下のとおり</p> <table border="1" data-bbox="414 1563 1439 1859"> <thead> <tr> <th>認定段階</th> <th>ホワイト認定</th> <th>ブロンズ認定</th> <th>シルバー認定</th> <th>ゴールド認定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ロゴマーク</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	認定段階	ホワイト認定	ブロンズ認定	シルバー認定	ゴールド認定	ロゴマーク				
認定段階	ホワイト認定	ブロンズ認定	シルバー認定	ゴールド認定							
ロゴマーク											

<p>報道(取材)に当たってのお願い</p>	<p>北海道における働き方改革の新たな認定制度を運用開始しましたので、働き方改革に取り組んでいる方が新制度に関心を寄せ、申請を行っていただけるよう報道をお願いいたします。</p>
------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------

<p>担当(連絡先)</p>	<p>経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室(担当者:佐藤、今野) TEL(ダイヤルイン)011-204-5354 内線 26-469</p>
----------------	-------------------------------------------------------------------------------

ほっかいどうの 「働き方改革」



北海道では、働き方改革に取り組む企業が社会的に評価される仕組みをつくることによって、企業の自主的な取組みが促進されるよう、新たに

「北海道働き方改革推進企業認定制度」

を創設し、平成31年3月15日から認定申請の受付を開始しました。

この制度は、働き方改革に取り組む企業を、**北海道働き方改革推進企業**として認定し、その取組を広く紹介することにより、認定企業の働き方改革の取組を促進し、もって道内企業の持続的発展や労働者の福祉の増進に資することを目的としています。

制度の概要については、裏面をご覧ください。

認定を受けた企業のメリット

- 「北海道働き方改革推進企業認定制度」ロゴマークの使用
- 道のホームページで認定企業の働き方改革の取組を紹介
- 日本政策金融公庫「働き方改革推進支援資金」の利用
- 北海道建設工事等競争入札参加資格審査の加点
(※あったかファミリー応援企業要件及びなでしこ応援企業要件などを満たしている必要があります。)
- 表彰（ゴールド認定を受けた企業のみ）等

そのほか、認定企業が受けられるメリットについては、道のホームページに掲載しています。

【申請先・お問い合わせ】

北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 本庁舎9階
TEL: 011-231-4111 (代表) 内線: 26-469
FAX: 011-232-0159

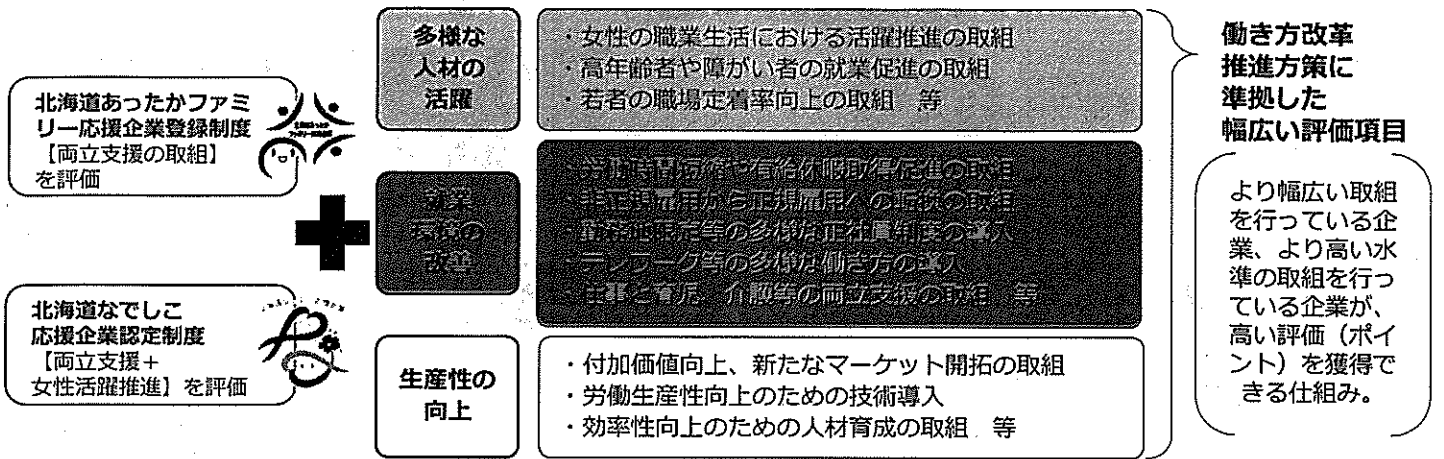
■道のホームページもご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/hatarakikatatakaikakuninteiseido.htm>

北海道働き方改革推進企業認定制度の概要

北海道では、これまで、仕事と家庭生活との両立支援の取組や女性の職業生活での活躍を推進する取組を評価する制度を運用してきたところですが、

この度、「多様な人材の活躍」、「就業環境の改善」、「生産性の向上」を3つの柱とする、北海道働き方改革推進方針に掲げた様々な働き方改革の取組を、幅広く評価項目とした総合的、包括的な認定制度を新たに創設しました。



■ 評価基準と基準を満たす場合の獲得ポイント

	評価基準	ポイント
1	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の北海道労働局への届出	2
2	女性の活躍応援自主宣言の実施	2
3	管理職に占める女性の割合が15%以上/10%以上/(※中小企業者限定5%以上)	3/2/(1)
4	65歳を超えても働くことができる職場環境づくりの取組	1
5	障がい者が働きやすい職場環境づくりの取組(※従業員45.5人未満の企業限定)	1
6	高齢者(65歳以上)の1人以上の新規雇用	1
7	障がい者実雇用率2.3%以上	1
8	若者(20歳~34歳)の定着率向上の取組	1
9	新卒3年以内離職率 大学卒20%以下/短期大学等卒25%以下/高校卒25%以下	3/2/1
	上記9項目以外の「多様な人材の活躍」に資する取組	1
1	労働時間の短縮や年次有給休暇取得率の向上等の取組	1
2	ハラスメントの防止に向けた取組	1
3	年間総労働時間が2,000時間以下	1
4	年次有給休暇取得率が67%以上/55%以上/(※中小企業者限定50%以上)	3/2/(1)
5	非正規雇用から正規雇用への転換制度による1人以上の転換	1
6	多様な正社員制度(職種・勤務地・勤務時間限定など)の1人以上の適用	1
7	多様な働き方(テレワークやフレックスタイム制、始業・終業時間の繰上げ・繰下げ等)の1人以上の利用	1
8	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の北海道労働局への届出	2
9	育児・介護休業法に定める各休業制度等と同程度以上の規定	2
10	子が1歳までの間の育児休業取得率(男性)10%以上/7%以上/(※中小企業者限定5%以上)	3/2/(1)
11	子が1歳までの間の育児休業取得率(女性)90%以上/80%以上/(※中小企業者限定75%以上)	3/2/(1)
	上記11項目以外の「就業環境の改善」に資する取組	1
1	新商品、新サービス開発による付加価値向上の取組や新たなマーケット開拓の取組	1
2	労働生産性の向上につながる技術導入や効率性の向上に向けた人材育成の取組	1
3	生産性が3年前に比べて6%以上/3%以上/1%以上伸びていること	3/2/1

■ 4つの認定グレード

各企業の働き方改革の取組の熟度(獲得ポイント)に応じて、4つのグレードで認定。有効期間は2年間。

